

糸島市農業用機械軽油高騰対策支援事業補助金 申請手続要領

コロナ禍における原油価格の高騰の影響を受ける市内の農業者に、農業用機械（トラクター、コンバインなど）で使用する軽油費用の一部を支援します。

1. 対象者

- ・農業を営まれている糸島市民または糸島市内に事業所を置く法人であり、免税軽油使用者証を有するもの

2. 補助金の交付額など

（交付単価）

- ・農業用機械に使用した軽油 1 リットリ当たり 20 円を交付します。
ただし、1 経営体あたりの交付金額の上限額は、1,000,000 円とします。

（補助対象数量）

- ・令和4年5月1日から令和4年12月31日までの間に、免税証により取引をおこなった軽油数量

（補助金の交付額）

- ・補助対象数量（リットル） × 20 円（円／リットル） ※100 円未満切り捨て

3. 受付期間

- ・令和5年1月10日（火）から令和5年2月20日（月）まで
土日・祭日を除く 9時から17時まで

4. 受付場所

- ・糸島市交流プラザ志摩館 3階（旧志摩庁舎：糸島市志摩初 30 番地）

5. 提出書類

○ 自ら免税証の交付手続きをされている方

No.	書類名	注意事項
1	様式第1号 補助金交付申請書	・押印は不要です ※様式第1号は、市役所農業振興課又はJ A糸島前原・西部・志摩支店の営農経済課の窓口に設置
2	免税軽油使用者証の写し	・県知事（県税事務所）より交付されたものの写し 有効期限に対象期間が含まれていること ※対象期間内に切替手続きをされた場合には、手続き前の使用者証の写しと併せて提出してください。
3	免税軽油の引取数量を証明する書類	・軽油の取引先からの販売証明の写し ※県税事務所への報告書類 ・納品書・請求書の写しなど 免税証による取引数量を証明できる書類
4	振込口座通帳の写し	・本人名義の口座に限ります。

○ 農協等を通じて免税軽油に係る手続きをされている方（共同申請者）

No.	書類名	注意事項
1	様式第1号 補助金交付申請書	・押印は不要です ※様式第1号は、市役所農業振興課又はJ A糸島前原・西部・志摩支店の営農経済課の窓口に設置
2	免税軽油使用証明書	・J A糸島を通じて共同申請されている方は、前原・西部・志摩支店の営農経済課より証明書の交付を受けて下さい。（手続きをされている支店に限ります）
3	振込口座通帳の写し	・本人名義の口座に限ります。

※ J A糸島が交付する「免税軽油使用証明書」は、12月末までの軽油の使用量を記載しますので、1月になって交付を受けてください。

6. 問い合わせ先

糸島市役所 農林水産部 農業振興課 水田農業係

(TEL) 092-332-2087 (FAX) 092-321-0922